

# 舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金 交付要綱

令和8年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、資材価格の高騰により経営に影響を受けている漁業経営体に対し、経営の安定と強化を行うことで事業継続に寄与することを目的に、舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定め、この要綱と補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業者 個人にあつては舞鶴市内に住所を、法人にあつては舞鶴市内に主たる事業所を有する京都府漁業協同組合(以下「漁協」という。)の組合員をいう。
- (2) 漁業経営体 過去1年間に利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕または養殖の事業を行った漁業者の世帯または事業所をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる漁業経営体(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 漁協の組合員で、令和8年3月31日時点において、市内に住所または事務所を有する漁業経営体であること。
- (2) 令和7年(令和7年1月から12月)において、漁業による出荷金額(自家消費等除く。)が50万円(消費税及び地方消費税を含まない。)以上あること。
- (3) 交付申請後も漁業の生産活動を継続する意思があること。
- (4) 主たる収入が日本標準産業分類の農林業、畜産・水産業であり、事業者等物価高騰対策支援給付金の支給を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと(徴収の猶予を受けているものを除く。)

## (要件及び交付額)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件及び額とする。

### (1) 給付金

- ・底びき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第72条第1項第1号に規定する手繰第1種漁業に限る。)に従事する漁業者である場合 100万円
- ・前号に掲げる者以外の者である場合 法人にあつては100万円、個人にあつては10万円

### (2) 多角経営補助金

- ・経営の多角化のために、新たに実施する漁業種別・養殖業・水産加工等に必要な資機材の導入経費に4分の3を乗じて得た額(上限額は120万円とし、その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、同一区分において1回限りとする。

## (交付申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金(給付金)交付申請書兼請求書(様式第1号)または舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金(多角経営補助金)交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年分の漁業での販売金額(自家消費等除く)が50万円(消費税及び地方消費税を含まない。)以上あることが確認できる書類の写し
- (2) 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる申請者名義の通帳等の写し
- (3) 多角経営補助金にあつては、事業概要がわかる書類

#### (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請をするものは、多角経営補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 前項の申請は、市長が別に定める日程の間に行わなければならない。

#### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、給付金にあつては舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。市長は、申請者が指定した口座へ振込みによって給付金を交付するものとする。

また、多角経営補助金にあつては、舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、多角経営補助金の交付決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 市長は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (変更申請等)

第7条 規則第8条に規定する変更の書類は、補助金変更承認申請書(様式第5号)によるものとし、変更後の収支予算書その他当該変更に係る必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

#### (休止又は廃止の届出)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を休止し、又は廃止しようとする場合は、補助金事業休止(廃止)届出書(様式第7号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第9条 規則第12条に規定する多角経営補助金にかかる実績報告書は、補助金実績報告書(様式第8号)によるものとし、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業が完了した日から2か月を経過する日又は補助金の交付のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10条 規則第13条第1項の規定による通知は、補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(調査等)

第11条 市長は、補助金の交付について必要があると認めるときは、申請者及び関係機関に対し、関係資料の提出を求め、または必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことを適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、舞鶴市漁業経営力強化支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しにより交付決定者に損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、取得財産管理台帳(様式第11号様式)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

3 補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額(延滞金を納付しなければならない場合にはその額を含む。)を市に納付した場合又は2の期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の全部または一部を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があつた場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第16条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。